



賃上げをした中小企業の設備投資等に対する

補助金のご案内

山梨県
賃金アップ環境改善
事業費補助金

対象

事業場内最低賃金の30円以上の引き上げを行う中小企業

補助内容

生産性向上に資する設備投資等の費用など

キャリアアップ助成金の支給決定を受けた事業所は上限額を拡大！

1. 上乗せコース（国助成金への上乗せ：事業場内最低賃金が898円～948円の事業者が対象）

補助対象要件

- 国の「業務改善助成金」について、R4.4.1以降に山梨労働局に交付申請を行い、R6.2.28までに交付額確定の通知を受けていること
- 事業場内最低賃金と山梨県の最低賃金との差が50円以内であること（R5.9.30まで 898円～948円、R5.10.1から938円～988円）等

補助対象経費・補助率

- 国の「業務改善助成金」の対象経費支出済額
補助率 業務改善助成金と合算して10/10
（国の助成上限を上回る部分は県単独で4/5。引き上げ額、対象人数等によって上限額があります。最大2,000万円）

社会保険労務士への報酬に要した経費も10万円まで補助します。

2. 拡大コース（県単独の支援：事業場内最低賃金が949円～1,500円の事業者が対象）

補助対象要件

- R5.4.1からR6.2.28の間に県内事業場で30円以上の賃金引き上げを行い、引き上げ後の賃金額を事業場内の下限賃金額に定め、生産性向上と労働能率の増進に資する設備投資等を行うこと
- 事業場内最低賃金が1,500円以下で、山梨県の最低賃金との差が51円以上であること（R5.9.30まで 949円～1,500円、R5.10.1から 989円～1,500円）等

補助対象経費・補助率

- 生産性向上と労働能率の向上に資する設備投資等に要する以下の経費
会議費、機械装置等購入費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング費 等
補助率 4/5（引上げ額、対象人数等によって上限額があります。最大2,000万円）

社会保険労務士への報酬に要した経費も10万円まで補助します。

3. DX研修等への補助

補助対象要件

上記1又は2の対象となっていること。

補助対象経費・補助率

- 事業場内のDX化を推進する事業(研修実施等)に要する経費
※企業外の研修会への参加費も対象となります。研修に必要な物品のみを購入する場合は対象外。
補助率 10/10（上限額 1事業者30万円）

問い合わせ先

山梨県事業委託先：
ヒューコムエンジニアリング（株）

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事務局

TEL：080-3731-0500

E-mail：chingin-up@hucom-eng.co.jp

申請方法

山梨県産業労働部労政人材育成課のホームページ（以下URL）から申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先まで郵送するかPDFデータを送信してください。

山梨県 賃金アップ 補助金 検索

https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-jin/chinginhikiage_hojokin.html

【宛先】

〒409-3851 中巨摩郡昭和町河西1232-1

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事務局

Tel : 080-3731-0500 E-mail: chingin-up@hucom-eng.co.jp

申請受付期間

- ・1は、令和6年3月8日（金）まで
 - ・2と3は、令和5年12月28日（木）まで
- ※ただし、いずれも申請額が予算上限額に達した時点で受け付けを終了します。

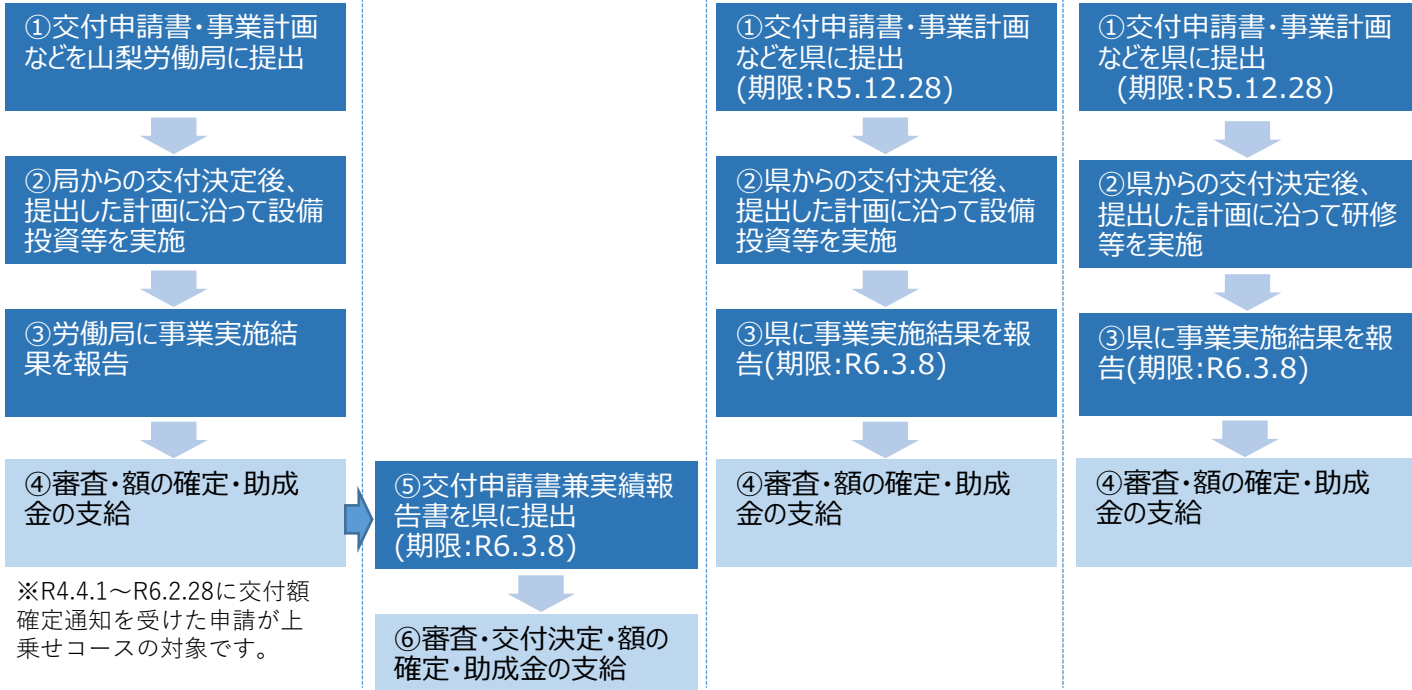
助成金・補助金支給の流れ

(参考)国「業務改善助成金」

1. 上乘せコース

2. 拡大コース

3. DX研修等への補助



詳細は山梨県HPをご確認ください。

山梨県 賃金アップ 補助金

検索